

市長への手紙 (今までの主なご意見と回答)		受付日	令和 6 年 5 月 1 7 日
		回答日	令和 6 年 7 月 1 9 日
件 名			
路上喫煙について			
内 容			
市内全域で路上喫煙を禁止した後も、ポイ捨てが多々見られる。まだ知らずにいる市民もいるかもしれないので、路上喫煙・ポイ捨てを周知するために市内全域に人の目につく掲示、音声案内を行ってほしい。			
回 答			
路上喫煙の防止につきましては、既に路上喫煙・ポイ捨て防止看板を配布し、電車から見えやすい場所を中心に、縦0.85メートル、横8メートルの大型の横断幕も設置しております。また、ポイ捨てなどがされやすい箇所につきましては、のぼり旗を設置しているほか、チラシの配布などにより周知・啓発を行っているところです。 今後も、路上喫煙やポイ捨てをされにくい環境の実現に向け、啓発に努めてまいります。			
事務担当課	生活環境保全課（046-260-5498）		

※掲載している回答の内容は、回答した時点の市の見解となります。

その後の制度変更などにより、最新の市の見解と異なる場合がありますのでご了承ください。